

徳島県選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第一項の規定により、令和八年二月八日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

令和八年一月二十三日

徳島県選挙管理委員会委員長

岩 丸 正 史

令和八年一月二十六日